

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区大名二丁目8番1号  
メディア総研株式会社  
代表取締役社長 田 中 浩 二

### 第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
「第33期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

[当社ウェブサイト]

<https://mediasouken.co.jp/ir/stock/meeting/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

[東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記のウェブサイトにアクセスのうえ、銘柄名（メディア総研）又は証券コード（9242）をご入力して検索いただき、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年10月23日（水曜日）午後6時30分までに議決権用紙に議案に対する賛否をご標示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年10月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県福岡市中央区大名二丁目8番27号  
ホテルモントレ ラ・スール福岡 2階 サロン・ヌーヴォ  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
【報告事項】 第33期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
【決議事項】  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）  
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 事業報告

( 2023年8月1日から  
2024年7月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動は徐々に正常化しつつあります。しかしながら、世界的な金融引き締めに伴う急激な為替変動や資源・エネルギー価格の高騰、中東情勢の緊迫化、中国経済の先行き懸念などの影響により、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の事業領域である人材・就職支援業界においては、2024年7月の有効求人倍率は1.24倍（前年同月は1.29倍、厚生労働省調査）、完全失業率が2.7%（前年同月は2.7%、総務省統計局調査）となっており、数値では、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準までは、明確に回復していないものの、経済活動・社会活動の活性化に伴い、企業の求人ニーズは堅調に推移しております。

このような環境の中、当社は、事業の柱である「高専生のための合同会社説明会」のほか、全国の高等専門学校が主催する「学内合同企業説明会」の受託を中心に事業を展開しました。高専生向け就職活動イベントは、高専生と参加企業が情報を共有する情報サイト「高専プラス」の定着もあり、すべてのイベントが盛況に開催され、多くの高専及び出展企業から高い評価を得ました。2025年3月卒業予定の高専生のうち、全国の就職希望者の大多数にあたる約6,000人が新たに「高専プラス」に登録し、高専生向け就職活動イベントの開催において欠かせないツールとなっています。

大学生向けの就職活動イベントについては、当社が長年取り組んできた「理工系業界研究セミナー」のイベント開催数を減らしたものの、これまでの集客力を活かし、全国の理工系女子学生に限定した就職活動イベント「理工系女子学生のためのキャリア交流会」では開催イベント数を増やすなど、企業のニーズに応えるイベント企画の改善に取り組みました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高は1,111,200千円（前期比16.3%増）となり、営業利益は266,369千円（同21.0%増）、経常利益は231,872千円（同4.6%増）、当期純利益は156,163千円（同28.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、3,502千円であります。その主なものは、無形固定資産の取得であります。

③ 資金調達の状況

資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第30期 (2021年7月期)	第31期 (2022年7月期)	第32期 (2023年7月期)	第33期 (当事業年度) (2024年7月期)
売上高(千円)	671,338	776,148	955,109	1,111,200
経常利益(千円)	187,043	184,613	221,629	231,872
当期純利益(千円)	137,182	131,194	121,816	156,163
1株当たり当期純利益(円)	130.15	112.23	101.98	128.30
総資産(千円)	713,210	1,204,956	1,353,891	1,542,285
純資産(千円)	577,435	1,052,534	1,182,981	1,356,425
1株当たり純資産(円)	547.85	889.79	986.89	1,102.59

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、2021年3月20日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第29期(2020年7月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 親会社等との間の取引に関する事項

当社の親会社等は、当社代表取締役田中浩二であります。当社と親会社等との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その金額の多寡にかかわらず取引内容及び取引条件の妥当性について当社取締役会において審議のうえ、取締役会決議をもって決定しているため、当社の利益を害するものではないと判断しております。

#### ③ 重要な子会社の状況

該当する重要な子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 就職活動イベントにおける品質担保

当社は、学生イベント事業において、高専生向け就職活動イベント、大学生向け就職活動イベントを毎年開催しております。これらの就職活動イベントは、参加する学生の確保や企業の出展社数によって収益が左右されますが、足元の景気動向や企業の採用環境の変化により、十分な学生数や出展社数の確保が難しくなる可能性も考えられます。

この課題に対処するために、高専生向け就職活動イベントでは、高等専門学校の教員等と連携し、学校行事や授業の一環として実施することを推進し、より多くの高専生にコンタクトできる仕組みを構築してまいります。また、大学生向け就職活動イベントでは、地方の大学生が首都圏などで効率的に就職活動を行える仕組みを構築するとともに、理工系の女子大学生（リケジョ）に特化したイベントの開催など、イベント運営の改良・改善に取り組んでおります。これにより、企業に対しても優秀な学生の参加率が高く、的確に学生情報が収集できるイベントとして認知度を高めることで、優良企業の囲い込みを図ってまいります。

##### ② 既存事業の収益機会の創出及び拡大

新型コロナウイルス感染症による影響が事実上終息し、社会全体で経済活動が通常の状態に戻る中、当社の対面形式のイベントも順調に再開しております。感染症の影響はほとんどなくなったものの、就職活動における意識の変化に伴い、オンラインイベントに対する一部のニーズは依然として残っています。また、競合他社による新たな就職ツールの導入も進んでおり、今後も環境の変化に対応していく必要があると考えております。

当社は、優秀な高専生や大学生をイベントに動員することが他社との差別化に繋がると考えており、特に高等専門学校生向けの就職活動イベントにおいては、WEBマガジン「月刊高専」を中心に、高等専門学校の教員等と連携し、新たな就職イベントの企画やサービスの開発に注力してまいります。

また、高等専門学校では、本科（5年制）卒業後に2年制の専攻科へ進学する道や、大学3年への編入学など、多様なキャリアパスが用意されています。現在、国立大学およびその大学院の理工学系学部では、高専生の編入学を受け入れる需要が高まっており、各研究室が高専生の入学希望者を募集するなど、高等専門学校と理工学系学部・研究室との連携は強まる傾向にあります。また、文部科学省の「高等教育の修学支援新制度に関する報告書2023年」において、高専生に対する給付型奨学金の制度がまだ十分に整備されておらず、大学生に比べて支給額や対象者が限定されていることが、経済的に困難な家庭の学生が進学をためらう要因となっているとの課題が指摘されています。当社グループは、公益財団法人千代田財団（目的：大学または高等専門学校に在学し、理学・工学系の分野を専攻する学生に対する奨学金の支給）を通じて、そのような学生への奨学金給付の道を確保したいと考えております。

当社は、高等専門学校の教員等と連携し、高専生の編入学支援を通じて、国立大学等の研究室の教授・教員との協力関係を構築し、大学生向けの就職活動イベントの新しい企画やサービスの提供に取り組むことで、収益機会を拡大してまいります。

### ③ 新規サービスの創出

当社は、高専生向けの就職活動イベントや大学生向けの就職活動イベントの開催など、学生イベントを中心に業容を拡大してまいりました。引き続き競争優位性を維持し、持続的な成長を遂げるためには、既存事業の収益機会を拡大するとともに、求職者市場のニーズに応える新規サービスの創出が重要であると認識しております。

これまで、2022年10月に開始した高専卒業者を中心とした理工系転職サービス「転職スイッチ」や、2023年6月に締結した株式会社FUNDINNOとの業務資本提携は、現時点では目立った進展が見られておりませんが、これらの取り組みを通じて得られた知見により、特に中小企業が競争激化の採用活動に直面していること、またそのような企業が抱える採用ノウハウ不足という課題が明確になりました。これに対応するため、子会社を中心に新卒採用代行およびコンサルティングサービスの提供が軌道に乗り、その成果が徐々に現れ始めています。

さらに、中部・関東地域のお客様へのサポート強化を目的として、2024年5月に株式会社アドウィル（本社：静岡県浜松市）を買収し、今後の展開に向けた基盤作りが進行中です。引き続き、市場の変化に対応しながら、サービスの改善と拡大に努めてまいります。

### ④ システム安定性の確保

当社は、「WEB合説サイト」や「高専プラス」といったインターネット上での各種サービスを提供しておりますが、様々な要因によるシステム障害が発生し、学生や企業への満足なサービス提供に支障を来す可能性があります。

この課題に対処するために、サーバーの増強、安定した通信回線の確保、負荷分散システムの導入などのハードウェア的な取り組みはもとより、システム監視・管理体制の充実などソフトウェア的な側面も重要になります。

今後もシステム部門を中心に、組織全体での監視・管理体制の強化を図るために、持続的にシステムへの投資やIT人材の採用・増強を行い、システムの安定性を確保する取り組みを進めてまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社は、将来の事業拡大と持続的な成長を達成するためには、事業及び組織運営上の課題を明確に把握し、改善することが不可欠になります。そのためには、コンプライアンスの遵守だけでなく、効果的な経営管理体制の構築とコーポレート・ガバナンスの強化が極めて重要であると認識しております。

この課題に対処するために、全ての役員及び従業員に対して定期的な教育を実施し、コンプライアンスの遵守と経営管理体制の重要性について幅広く認識を広めております。

⑥ 優秀な人材の確保と労働生産性の向上

当社は、持続的な成長を達成するためには、就職活動イベント企画、WEBサイト構築、システム開発など、高付加価値なサービスを提供できる人材をより多く確保することと、生産性を持続的に向上させることが不可欠だと認識しております。

この課題に対処するために、当社では、優れた人材を獲得するために持続的な採用活動を行い、従業員への教育・研修体制を充実させるとともに、様々なシステムを構築し連携させることで、組織全体の生産性向上に取り組んでまいります。



(5) 主要な事業内容 (2024年7月31日現在)

区分		事業内容
学生イベント事業	就職活動イベント	高専生向け就職活動イベントの企画・運営、大学生向け就職活動イベントの企画・運営
	企画制作	WEBマガジン「月刊高専」の運営や大学別就活手帳の企画・制作、WEBサイト制作・保守サポート・動画制作・DTP制作の受託

(6) 主要な営業所 (2024年7月31日現在)

名	称	所	在	地
本	店	福岡県	福岡市	
東	京	東京	都	千代田区
大	阪	大阪	府	大阪市

(7) 使用人の状況 (2024年7月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41名	2名増	38.0歳	3.3年

(注) 使用人数は就業人員であり、退職者及びパート等の臨時雇用者数は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年7月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,200,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,230,300株（うち自己株式84株）  
 (3) 株主数 793名  
 (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
田中浩二	770,000株	62.59%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	44,600株	3.63%
新潟真也	26,400株	2.15%
株式会社 D Y M	21,600株	1.76%
野本正生	20,000株	1.63%
今野治	18,400株	1.50%
谷口陽子	13,000株	1.06%
株式会社 S B I 証券	13,000株	1.06%
楽天証券株式会社	12,700株	1.03%
廣地佑介	11,000株	0.89%

（注）持株比率は自己株式（84株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年7月31日現在）

当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年7月5日
新 株 予 約 権 の 数		23,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注1)		普通株式 46,800株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約権の払込金額		無償とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1,100円 (1株当たり550円)
権 利 行 使 期 間		2021年7月26日から 2029年7月25日まで
行 使 の 条 件		(注2)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外役員を除く)	新株予約権の数 10,700個 目的となる株式数 21,400株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	—
	監 査 役	—

(注) 1. 当社は、2021年3月20日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該分割反映後の数を記載しております。

2. 下記①～④のいずれかに該当することとなった場合、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなします。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社取締役又は従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。
- ③ 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができないものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することはできないものとする。

#### 4. 会社役員に関する事項（2024年7月31日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中浩二	
取締役副社長	野本正生	システム部担当兼企画制作部長
取締役	谷口陽子	管理部担当
取締役	吉行亮二	株式会社プリンブラック代表取締役 株式会社メディアシステム社外取締役 株式会社アンサーホールディングス社外取締役 株式会社SOSOGooホールディングス社外取締役
常勤監査役	門司明子	門司明子税理士事務所代表
監査役	吉居大希	吉居公認会計士事務所代表 合同会社カズミル代表社員 株式会社ECOMMIT取締役
監査役	榎本美穂	榎本法律事務所代表 メディアファイブ株式会社社外監査役 株式会社メディアシステム社外監査役 イフジ産業株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役吉行亮二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役門司明子氏、吉居大希氏及び榎本美穂氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役門司明子氏は税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 監査役吉居大希氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
5. 監査役榎本美穂氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知識を有しております。
6. 2024年4月30日をもって、新潟真也は辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当は営業部長でありました。
7. 当社は取締役吉行亮二氏並びに監査役門司明子氏、吉居大希氏及び榎本美穂氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が会社業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第30条第2項及び第40条第2項の規定に基づき、取締役吉行亮二氏及び監査役門司明子氏、吉居大希氏、榎本美穂氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額であります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、役位、職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を譲渡制限付株式として、取締役会決議に基づき毎年一定の時期に支給することができる。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

二. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬委員会において検討を行う。取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の決定については、代表取締役が取締役個人別の基本報酬額及び割当株式数の原案を作成し、取締役会は、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとする。取締役会は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において取締役個人別の基本報酬額及び割当株式数を決議する。

なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報 酬 等 の 額	報酬等の種類別の総額		員 数
		基 本 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	79,560千円 (6,000千円)	79,560千円 (6,000千円)	—	5名 (1名)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,550千円 (11,550千円)	11,550千円 (11,550千円)	—	3名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	91,110千円 (17,550千円)	91,110千円 (17,550千円)	—	8名 (4名)

- (注) 1. 上表には、2024年4月30日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2020年10月23日開催の第29期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分として年額30百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
3. 上記金銭報酬とは別枠で、2021年10月22日開催の第30期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬額は、年額25百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と承認されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- イ. 社外取締役吉行亮二氏は、株式会社ブリングラックの代表取締役、株式会社メディアシステムの社外取締役、株式会社アンサーホールディングスの社外取締役、株式会社SOSOGooホールディングスの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 社外監査役の門司明子氏は、門司明子税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ハ. 社外監査役吉居大希氏は、吉居公認会計士事務所の代表、合同会社カズミルの代表社員、株式会社ECOMMITの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ニ. 社外監査役榎本美穂氏は、榎本法律事務所の代表、メディアファイブ株式会社の社外監査役、株式会社メディアシステムの社外監査役、イフジ産業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関し行った職務の概要
社外取締役	吉行亮二	当事業年度の取締役会には、16回中16回出席いたしました。 上場企業の役員として長年当該企業の企業価値向上に尽力した経験と企業経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会では経営全般の観点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外監査役	門司明子	当事業年度の取締役会には、16回中16回出席いたしました。 税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、税務面での高い知見に基づき、専門的な見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、同年度の監査役会には、14回中14回出席し、監査に関する重要事項の協議を行っております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 され る 役 割 に 関 し 行 っ た 職 務 の 概 要
社外監査役	吉 居 大 希	<p>当事業年度の取締役会には、16回中16回出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、また、他社の企業経営に携わる等幅広い知見に基づき、専門的な見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、同年度の監査役会には、14回中14回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
社外監査役	榎 本 美 穂	<p>当事業年度の取締役会には、16回中16回出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、法務面での高い知見に基づき、専門的な見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、同年度の監査役会には、14回中14回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

如水監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、公益財団法人日本監査役協会の「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役への対応指針」並びに「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、社会規範に則した行動を行うために「倫理・コンプライアンス規程」を定め、法令遵守がすべての企業活動の基本であることを徹底する。
- ② 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- ③ 取締役及び従業員の職務執行の適切性を確保するために、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査責任者は内部監査室長とし、必要に応じて監査役と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行において、取締役会議事録を始めとした書類と職務執行に係る情報の取扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「倫理・コンプライアンス規程」に基づき、取締役会が損失に繋がるリスクの管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る事象について取締役会等で適宜議論を行い、リスク管理部門として管理部がリスク管理活動を統括する。
- ② 管理部において、想定される各種リスクに対応し、適切に評価・管理を行う体制を構築する。
- ③ 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、代表取締役社長及び行動規範管理責任者を中心に、緊急事態対応体制をとるものとする。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回定期的に開催するとともに、機動的な意思決定を行うための臨時取締役会を適宜開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 日常の職務執行において、効率的に実施するために、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各職位の責任者が的確に意思決定できるような体制を整備する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保するようにし、また、当該従業員が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役からの指示・命令は受けないこととする。なお、当該従業員の人事事項（異動、評価及び懲戒等）については、監査役との事前協議を要するものとする。

- (6) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて「会議規程」に定める会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる。
- ② 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- ③ 取締役及び従業員は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ④ 監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底する。

- (7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また当社は、監査業務にかかる費用を支弁するため、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとする。

#### (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とする。
- ② 監査役は、必要に応じて、代表取締役社長と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制とする。

#### (9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 当社は、反社会的勢力との取引・資金提供を一切行わない。なお、当社が期せずして反社会的勢力との取引が判明した場合は、取引の解消に向けた適切な処置を速やかに講じるものとする。
- ② 当社は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じない。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上若しくは刑事上の法的対応を行うものとする。また、反社会的勢力による不当要求に対する従業員の安全を確保する体制を構築する。
- ③ 当社は、反社会的勢力の排除に関し、日頃より公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築する。

#### (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制については、管理部が中心となり、より適切な運営に努めております。内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施し、必要に応じて取締役会にその内容を報告しております。なお、不適切な点を発見した場合には、取締役会等で共有を図り、必要に応じて弁護士その他外部専門家の意見を参考にし、内部統制システムの改善に努めております。

### 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、配当政策につきましては、当社は成長過程であることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大、事業効率化のための投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

# 貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	920,140	流 動 負 債	185,859
現金 及 び 預 金	884,640	買 掛 金	5,465
売 掛 金	10,971	未 払 金	51,022
仕 掛 品	4,886	未 払 費 用	1,405
貯 蔵 品	396	未 払 法 人 税 等	59,642
前 払 費 用	13,355	未 払 消 費 税 等	24,592
そ の 他	5,900	預 り 金	19,485
貸 倒 引 当 金	△10	契 約 負 債	14,950
固 定 資 産	622,144	賞 与 引 当 金	9,294
有 形 固 定 資 産	32,213	負 債 合 計	185,859
建 物	26,522	( 純 資 産 の 部 )	
構 築 物	693	株 主 資 本	1,356,425
車 両 運 搬 具	795	資 本 金	249,837
工 具 器 具 備 品	2,421	資 本 剰 余 金	199,837
土 地	1,780	資 本 準 備 金	199,837
無 形 固 定 資 産	34,638	利 益 剰 余 金	906,909
ソ フ ト ウ ェ ア	34,201	そ の 他 利 益 剰 余 金	906,909
そ の 他	437	繰 越 利 益 剰 余 金	906,909
投 資 そ の 他 の 資 産	555,292	自 己 株 式	△159
投 資 有 価 証 券	110,000	純 資 産 合 計	1,356,425
関 係 会 社 株 式	368,405	負 債 純 資 産 合 計	1,542,285
長 期 未 収 入 金	53,593		
敷 金	27,621		
そ の 他	37,805		
貸 倒 引 当 金	△42,132		
資 産 合 計	1,542,285		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2023年8月1日)  
(至 2024年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,111,200
売 上 原 価	279,607
売 上 総 利 益	831,593
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	565,224
営 業 利 益	266,369
営 業 外 収 益	
受 取 手 数 料	3,638
代 理 店 手 数 料	1,321
ポ イ ン ト 収 入 額	1,478
そ の 他	1,514
営 業 外 費 用	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	42,132
そ の 他	317
経 常 利 益	231,872
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	2,231
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	635
税 引 前 当 期 純 利 益	233,468
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	91,826
法 人 税 等 調 整 額	△14,522
当 期 純 利 益	156,163

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年8月1日)  
(至 2024年7月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合
当 期 首 残 高	241,147	191,147	191,147	750,746	750,746
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	8,690	8,690	8,690		
当 期 純 利 益				156,163	156,163
自 己 株 式 の 取 得					
当 期 変 動 額 合 計	8,690	8,690	8,690	156,163	156,163
当 期 末 残 高	249,837	199,837	199,837	906,909	906,909

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△60	1,182,981	1,182,981
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行		17,380	17,380
当 期 純 利 益		156,163	156,163
自 己 株 式 の 取 得	△99	△99	△99
当 期 変 動 額 合 計	△99	173,444	173,444
当 期 末 残 高	△159	1,356,425	1,356,425

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3～22年

構築物 15年

車両運搬具 4～6年

工具器具備品 4～10年

##### ② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。



#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① 就職活動イベント

（一時点で移転される財又はサービス）

顧客の就職活動イベントへの出展を履行義務として識別しております。顧客がイベントへ出展した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

顧客の就職情報を当社が運営するナビサイトへ掲載することを履行義務として識別しております。契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、ナビサイトへの掲載期間にわたり収益を認識しております。

##### ② 企画制作

（一時点で移転される財又はサービス）

WEBページや就活手帳等の制作受託契約は、顧客への制作物の提供を履行義務として識別しております。顧客へ制作物を提供した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

WEBページ等の保守管理契約は、顧客への保守管理サービス等を履行義務として識別しております。契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、保守管理サービス等の提供期間にわたり収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社投融資の評価)

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	368,405千円
長期未収入金	53,593千円
貸倒引当金	42,132千円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、当該関係会社株式について減損を行っております。また、財政状態が悪化した関係会社に対する債権については、個別に回収可能性を見積もったうえで貸倒引当金を計上しております。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額   | 23,977千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び債務 |          |
| 長期金銭債権               | 53,593千円 |
| 短期金銭債務               | 一千円      |

#### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	9,346千円
仕入高	一千円
営業取引以外の取引による取引高	3,518千円

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |  |            |
|--|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数                                 |            |
| 普通株式   | 1,230,300株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数                                  |            |
| 普通株式   | 84株        |
| (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 |            |
| 普通株式   | 29,000株    |

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,340千円
賞与引当金	2,831千円
敷金	3,269千円
減損損失	3,038千円
関係会社株式評価損	6,092千円
その他	14,171千円
繰延税金資産小計	32,742千円
評価性引当額	△6,092千円
繰延税金資産合計	26,650千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
住民税均等割	0.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
留保金課税	6.8%
法人税額の特別控除額	△5.2%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1%

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金、設備投資資金等を自己資金でまかなっております。一時的な余裕資金につきましては安全性の高い短期的な金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権及び敷金につきましては、「与信管理規程」に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理することによりリスク低減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

#### ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。なお、非上場株式（貸借対照表計上額110,000千円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額368,405千円）は市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

### (3) 金融商品の時価レベルごとの内訳に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	学生イベント事業	合計
サービス別		
就職活動イベント	953,016	953,016
企画制作	158,184	158,184
合計	1,111,200	1,111,200
収益認識の時期		
一時点で移転される財又はサービス	1,026,711	1,026,711
一定の期間で移転される財又はサービス	84,489	84,489

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報  
顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりであります。

契約負債の期首残高 14,054千円

契約負債の期末残高 14,950千円

期首時点の契約負債のうち、11,682千円は当事業年度の収益として認識しております。

## 11. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	メディア総研 イノベーションズ㈱	(所有) 直接 100%	当社の学生イベント 事業の委託等 役員の兼任	販管費等の立替	35,332	長期未収入金	53,593

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,102円59銭
- (2) 1株当たり当期純利益 128円30銭

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年 9月20日

メディア総研株式会社  
取締役会 御中

如水監査法人  
福岡県福岡市

指 定 社 員 公認会計士 廣島 武文  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 村上 知子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メディア総研株式会社の2023年8月1日から2024年7月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月20日

メディア総研株式会社 監査役会  
常勤監査役 門 司 明 子 ⑩  
(社外監査役)  
監査役 吉 居 大 希 ⑩  
(社外監査役)  
監査役 榎 本 美 穂 ⑩  
(社外監査役)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</u>	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	た なか こう じ 二 (1961年1月8日)	1984年4月 株式会社毎日コミュニケーションズ（現 株式会社マイナビ）入社 1993年3月 当社設立代表取締役社長（現任） 2023年2月 メディア総研イノベーションズ株式会 社代表取締役（現任） 2024年5月 株式会社アドウィル代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) メディア総研イノベーションズ株式会社代表取締役 株式会社アドウィル代表取締役	770,000株
<p><b>【選任理由】</b> 田中浩二氏は、1993年に当社を設立し、「イノベーションとイノベーション人材で世界をフラットにする」を掲げ、優れたリーダーシップを発揮し、当社を牽引してきました。経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に行っており、今後も企業価値の向上を継続できると判断したことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	の もと まさ お 生 (1976年1月1日)	1994年4月 福岡ヤクルト販売株式会社入社 1999年5月 株式会社アイシステム入社 2005年11月 商号「マグネッツ」創業 2006年11月 株式会社マグネッツ設立代表取締役社長 2019年6月 当社取締役副社長マグネッツ事業部長 2020年8月 当社取締役副社長システム部担当 2022年10月 当社取締役副社長システム部担当兼企画 制作部長（現任） 2023年2月 メディア総研イノベーションズ株式会 社取締役（現任） 2024年5月 株式会社アドウィル取締役（現任） (重要な兼職の状況) メディア総研イノベーションズ株式会社取締役 株式会社アドウィル取締役	20,000株
<p><b>【選任理由】</b> 野本正生氏は、WEBコンサルティングの業界で培った豊富な経験と実績から、当社の業容の拡大に大きく寄与しており、2019年6月以降は当社取締役副社長として、戦略的な観点から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に行っており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	<p style="text-align: center;">た に ぐ ち よ う こ 谷 口 陽 子 (1971年12月15日)</p>	<p>1995年10月 有限会社フリース入社 1999年11月 当社入社 2009年5月 当社取締役制作部長 2020年8月 当社取締役企画制作部長 2022年10月 当社取締役管理担当（現任） 2023年2月 メディア総研イノベーションズ株式会社 監査役（現任） 2024年5月 株式会社アドウィル監査役（現任） (重要な兼職の状況) メディア総研イノベーションズ株式会社監査役 株式会社アドウィル監査役</p>	13,000株
<p><b>【選任理由】</b> 谷口陽子氏は、企画制作、総務、人事等主要な業務を幅広く経験するとともに、2009年5月からは当社取締役を務める等、経営全般に関して豊富な経験と知識を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p style="text-align: center;">新任 か き ぬ ま な お き 柿 沼 直 樹 (1961年8月9日)</p>	<p>1985年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 三井住友銀行）入行 2017年10月 エスアイエス・テクノサービス株式会社 代表取締役兼社長執行役員 2021年6月 さくら情報システム株式会社取締役兼常 務執行役員 2023年4月 さくら情報システム株式会社取締役兼専 務執行役員 2024年7月 メディア総研イノベーションズ株式会社 入社（現任）</p>	一株
<p><b>【選任理由】</b> 柿沼直樹氏は、金融機関において長年にわたり培った法人営業をはじめとする豊富な経験と、関連会社等における企業の成長戦略や経営の要職を務めた知見から、当社の取締役として企業価値の向上に貢献できると判断し、新たに候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	よ し ゆ き り ょ う じ 吉 行 亮 二 (1970年6月14日)	1993年4月 株式会社西日本銀行(現 株式会社西 日本シティ銀行) 入行 2001年6月 メディアファイブ株式会社入社 2004年8月 メディアファイブ株式会社監査役 2006年8月 メディアファイブ株式会社取締役 2007年9月 メディアファイブ株式会社常務取締役 2011年8月 メディアファイブ株式会社専務取締役 2011年8月 株式会社匠工房取締役 2013年8月 株式会社ダブルスキル代表取締役社長 2015年9月 株式会社ブリングラック設立代表取締 役(現任) 2019年10月 当社社外取締役(現任) 2020年9月 株式会社メディアシステム社外取締役 (現任) 2021年4月 株式会社アンサーホールディングス社 外取締役(現任) 2022年9月 株式会社SOSOGooホールディングス社外 取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社ブリングラック代表取締役 株式会社メディアシステム社外取締役 株式会社アンサーホールディングス社外取締役	10,000株
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b>            吉行亮二氏は、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社取締役会等においても、経営戦略等に積極的に意見をいただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。当該知見を活かして社外取締役として、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中浩二氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。
3. 吉行亮二氏は、社外取締役候補者であります。
4. 吉行亮二氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、吉行亮二氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の管理職従業員の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社と吉行亮二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	もんじあきこ 門司明子 (1970年4月25日)	1991年4月 野口司税理士・不動産鑑定士事務所入所 2004年4月 みつる公認会計士事務所入所 2013年8月 税理士登録 門司明子税理士事務所開設代表(現任) 2019年10月 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 門司明子税理士事務所代表	5,000株
	【選任理由】 門司明子氏は、税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、税務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	よ し い ひろ き 吉 居 大 希 (1984年 3 月 23日)	2008年12月 有限責任あずさ監査法人入所 2012年10月 公認会計士登録 2014年10月 Yotsuba Accounting(Thailand)Co.,Ltd. (現 MITSUKi Accounting (Thailand) Co.,Ltd.) 入社 2016年 1 月 吉居公認会計士事務所開設代表 (現任) 2016年 4 月 株式会社ecommit (現 株式会社 ECOMMIT) 執行役員 2017年 2 月 株式会社ecommit (現 株式会社 ECOMMIT) 取締役 (現任) 2018年10月 当社監査役 (現任) 2018年12月 合同会社カズミル設立代表社員 (現任) 2019年 8 月 メディアファイブ株式会社社外取締役 (重要な兼職の状況) 吉居公認会計士事務所代表 合同会社カズミル代表社員 株式会社ECOMMIT取締役	5,000株
<b>【選任理由】</b> 吉居大希氏は、公認会計士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、また、他社の企業経営に携わるなど幅広い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			



候補者 番号	ふ り が な 氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	<p style="text-align: center;">ま す も と み ほ 榎 本 美 穂 (1974年 9 月 23 日)</p>	<p>2005年 4 月 司法研修所入所 2006年 10 月 弁護士登録、鴻和法律事務所入所 2008年 4 月 財務省福岡財務支局入局 2010年 8 月 新星法律事務所入所 2016年 8 月 メディアファイブ株式会社社外監査役 2019年 10 月 当社監査役（現任） 2022年 1 月 榎本法律事務所開設代表（現任） 2022年 9 月 株式会社メディアシステム社外監査役 （現任） 2023年 6 月 イフジ産業株式会社社外取締役（監査等 委員）（現任） 2024年 8 月 メディアファイブ株式会社社外取締役 （現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 榎本法律事務所代表 株式会社メディアシステム社外監査役 イフジ産業株式会社社外取締役（監査等委員） メディアファイブ株式会社社外取締役</p>	<p style="text-align: center;">一 株</p>
<p><b>【選任理由】</b> 榎本美穂氏は、弁護士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、法務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

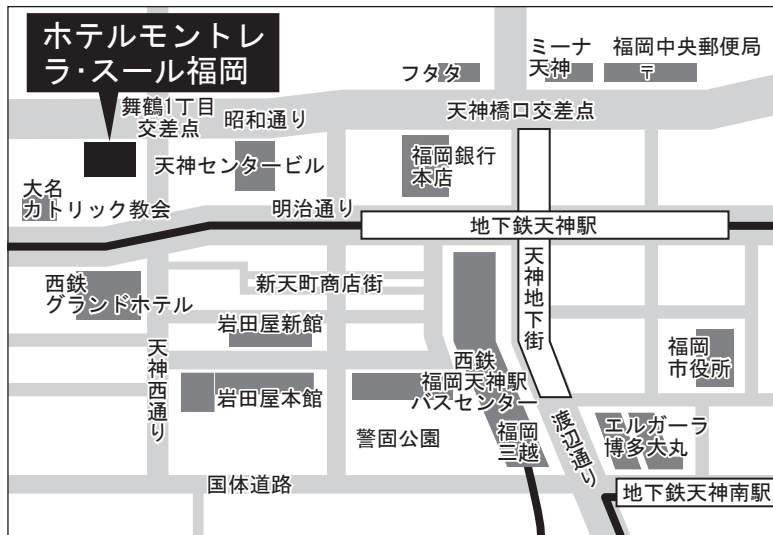
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 門司明子氏、吉居大希氏及び榑本美穂氏は、会社法第2条第16条に定める社外監査役候補者であります。
3. 門司明子氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。
4. 吉居大希氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
5. 榑本美穂氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。
6. 当社は、門司明子氏、吉居大希氏及び榑本美穂氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、3氏の選任が承認された場合、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定です。
7. 当社は、門司明子氏、吉居大希氏及び榑本美穂氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額であります。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、門司明子氏、吉居大希氏及び榑本美穂氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、門司明子氏、吉居大希氏及び榑本美穂氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の補償契約を締結する予定です。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会場 ホテルモントレ ラ・スール福岡  
福岡市中央区大名二丁目8番27号  
TEL 092-726-7111



### 交通のご案内

- 西鉄福岡天神駅より徒歩6分
- 地下鉄天神駅より徒歩5分

(お願い)

駐車場のご用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまの声をお聞かせください

 **コエキク**

当社では、株主の皆さまの声をお聞かせいただくため、アンケートを実施いたします。お手数ではございますが、アンケートへのご協力をお願いいたします。

右記URLにアクセスいただき、  
アクセスキー入力後に表示される  
アンケートサイトにてご回答ください。

<https://koekiku.jp>


アクセスキー 92422cts



スマートフォンから  
カメラ機能でQRコードを読み取り

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご回答いただいた方の中から抽選で薄謝を進呈させていただきます。

本アンケートは、株式会社プロネクサスの提供する「コエキク」サービスにより実施いたします。  
アンケートのお問い合わせ「コエキク事務局」  [koekiku@pronexus.co.jp](mailto:koekiku@pronexus.co.jp)